

労災申請を妨害した行為は生活権の侵害だ！

社員の皆さん！

会社は、労働者の労災申請に対して協力義務がある事を知っていますか？

労働者災害補償保険法施行規則第 23 条 2 項で、『事業主は、保険給付を受けるべき者（労働者）から保険給付を受けるために必要な証明を求められた時は、すみやかに証明をしなければならない。』と定められています。

過日、コロナに罹患し私傷病休暇（無給）に勤務処理された組合員が、労災申請を行うため会社に協力依頼したところ、快く承諾しました。賃金関係欄は正確に記載され、事業主証明欄の署名も大阪第二運輸所-佐藤所長の捺印があり立派な申請書となっていました。

しかし、本来は申請者（労働者）が記載すべきである状況報告欄に、会社が《令和 4 年 2 月 9 日に、社員本人が 38.2° C の発熱。同日に PCR 検査を受け、2 月 12 日に新型コロナウイルス陽性が判明した旨申告を受けた。業務中に感染したと特定できるような状況もないため原因については不明。》と、労災申請を妨害する内容が記載されていました。

組合員は、納得できず状況報告欄に

《私の同居家族は、コロナウイルスに感染していません。私の職名は、指導運転士ですが、その当時は東海道新幹線（東京～新大阪間）の車掌業務に従事していました。職場では、当時コロナウイルス感染症者と濃厚接触者が多数出ていました。又、運転士と車掌の業務は泊まり業務が基本です。寝室は窓もなく風通しの悪い環境となっています。以上の事から乗務中若しくは職場で感染したとしか考えられません。》と記載訂正し、会社に事業主証明欄への署名を依頼しました。

すると会社は署名を拒みました。

事業主の署名が無くても労災申請は可能です。

しかし、一流たる企業が拒んだ事実は消えません。拒んだ事により労基署の調査が、会社と組合員に実施され労災認定が遅れる事になり生活権の侵害だと言えます。

まともな感染対策もせず、コロナ罹患休暇も新設せず、全て社員の自己責任か？

